

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		選挙人名簿抄本ファイル	
行政機関等の名称		小田原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的		公職選挙法第19条により、選挙管理委員会は選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとされているため、毎年、3月、6月、9月、12月及び選挙時に有権者を対象に選挙人名簿を調製する。	
記録項目		1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 世帯主、6 投票区	
記録範囲		市内有権者	
記録情報の収集方法		住民基本台帳調整事務で収集した記録情報を利用	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない	
記録情報の経常的提供先		選挙人 ・ その他の政治団体、公職の候補者、公職の候補者になろうとする者 ・ 国・地方公共団体、上記に準ずる者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	小田原市 総務部 総務課（行政情報センター）	
	(所在地)	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—	
個人情報ファイルの種別		<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当（提案の募集は当面実施しない）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
行政機関等匿名加工情報の概要		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		含まない（条例要配慮個人情報の規定なし）	
備考		関連法令等：公職選挙法第19条、同法第21条、同法第29条、選挙人名簿等の名簿閲覧取扱い基準	